

# 不妊に悩む方への医療費助成のご案内

## 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けられた方へ

令和4年4月～（京都府）

体外受精・顕微授精を受けた方の経済的負担を軽減するため、保険適用の回数制限を超えた治療に要する費用の一部を助成します。

### ■ 助成の対象者 ■ 次の要件をすべて満たす方が対象になります。

1	治療開始時において婚姻していること（事実婚を含む）
2	治療開始時において妻の年齢が42歳以下であること
3	夫婦のいずれかが治療開始時から申請時まで京都府内に居住していること

令和4年度から京都市にお住まいの方も対象になりました

### ■ 助成対象となる治療・回数 ■

- 胚移植に係る保険適用の回数を超え保険適用外となった生殖補助医療
- 1子につき10回まで（保険適用の胚移植の回数から通算します）

治療開始日時点での女性年齢	保険適用	府助成対象
40歳未満	通算6回まで（1子ごと）	7回～10回目
40歳以上43歳未満	通算3回まで（1子ごと）	4回～10回目

保険適用の治療に係る助成もあります（本制度とは別です）  
お住まいの市町村にお問い合わせください。

### ■ 助成内容 ■

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲		助成上限額/治療1回
A	新鮮胚移植を実施	15万円
B	凍結胚移植を実施（採卵・受精後、母体の状態を整えてから胚移植）	
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円
D	体調不良等により移植の目途が立たず治療を終了	15万円
E	受精できず中止、又は胚の分割停止、変性等により中止	
F	採卵したが卵が得られない又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円
上記に伴い実施される精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（TESE等）		20万円

- ◆ 助成金を申請される治療のうち、各治療終了日の早いものから申請順序とさせていただきます。既に申請された治療より前の治療分を遡って申請することはできません。ご承知おきください。
- ◆ 1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をいいます。
- ◆ 卵胞が発育しない、体調不良等により卵子採取以前に中止した場合は助成の対象となりません。
- ◆ 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象になります。
- ◆ 入院費、食事代、文書料等は助成対象になりません。また、夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療や、第三者が妻の代わりに妊娠・出産する場合は助成の対象になりません。

### ■ 申請期限 ■ 治療が終了した年度内（3月31日まで）

（例）令和7年2月1日に治療が終了した場合、令和7年3月31日までに申請（詳細はHP参照）

## ■ 申請方法 ■ 必要書類を揃えて、下記提出先へ提出してください。

	必要書類	備考
1	特定不妊治療費助成事業申請書	・ 1回の治療につき1枚必要です。
2	特定不妊治療費助成事業受診等証明書	・ 所定様式、医療機関記入
3	医療費の領収書原本	・ 医療機関等から発行されたもの ・ 治療費の明細がわかるもの 注) 原本を確認した後に返却しますので、確定申告をされる場合はこの助成金の申請後に行ってください。
4	住民票	・ 発行後3ヶ月以内のもの ・ 世帯全員のもの ・ 治療開始日から京都府内に居住していることがわかるもの ・ 世帯主との続柄の記載のあるもの ・ 夫婦で住所地が異なる場合は、夫・妻二人分
5	戸籍謄本	・ 発行後3ヶ月以内のもの ※保険適用の制限回数を超えて初めての助成申請時は必須。以降は、住民票で婚姻関係が確認できる場合は省略できます。 ※ 事実婚関係にある場合及び住民票で婚姻関係が確認できない場合には毎回必要
6	事実婚関係に関する申立書	・ 事実婚関係にある場合には毎回必要

受診等証明書の交付には時間がかかる場合もあります。治療終了後は早めの申請準備をお願いします。各種様式は京都府ホームページからダウンロードできます。

## ■ 問い合わせ・提出先 ■

提出先	電話番号	お住まいの市町村
乙訓保健所	075-933-1153	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	0774-21-2192	宇治市、城陽市、久御山町
山城北保健所綴喜分室	0774-63-5734	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町
山城南保健所	0774-72-0981	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	0771-62-4753	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	0773-22-6381	福知山市
中丹東保健所	0773-75-0806	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	0772-62-4312	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
京都府庁（こども・子育て総合支援室）	075-414-4727 （京都府庁）	京都市 ※原則郵送（申請内容について確認させていただく場合がありますので、日中に連絡の取れる連絡先をご記載ください）

### 通院交通費の助成について

特定不妊治療にかかった通院交通費の一部を助成しています。  
（1回の治療に係る通院交通費の合計額が1万円を超える方が対象）

→いずれも詳しくは京都府ホームページをご覧ください。

**京都府 健康福祉部 こども・子育て総合支援室（母子保健係）**

602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

TEL：075-414-4727 Email：[kodomo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kodomo@pref.kyoto.lg.jp)

ホームページ：<https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/funin28.html>